

令和 6 年度

筑紫野市事務事業外部評価委員会

答申結果および検討方針

1 筑紫野市事務事業外部評価委員会について

筑紫野市事務事業外部評価委員会は、行政資源の有効活用と意識改革の促進に資することを目的として設置し、筑紫野市が実施する事務事業について、その目的の妥当性、有効性及び効率性を審議する附属機関である。

2 筑紫野市事務事業外部評価委員会委員名簿

令和6年度の外部評価委員会は、以下の6名で構成。

役職	委員名	よみがな	区分	機関・団体等名
会長	牧野 光昭	まきの みつあき	(1) 識見を有する者	一般社団法人日本能率協会 自治体経営革新センター長
副会長	中島 由美子	なかしま ゆみこ	(1) 識見を有する者	福岡県総務部総務事務厚生課長
委員	坂本 隆行	さかもと たかゆき	(1) 識見を有する者	筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科
委員	内川 静江	うちかわ しずえ	(2) 市民	市民公募
委員	西村 幸子	にしむら さちこ	(2) 市民	市民公募
委員	二宮 正博	にのみや まさひろ	(2) 市民	市民公募

3 令和6年度外部評価委員会評価実施概要

(1) 評価対象事務事業について

No.	事務事業名	担当課等名
1	筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業	生活福祉課
2	筑紫野市災害時等要援護者支援事業	生活福祉課
3	地域生活支援事業	生活福祉課
4	防犯カメラ整備事業	危機管理課
5	消費者啓発事業	危機管理課
6	物産振興補助事業	商工観光課
7	商工振興対策補助事業	商工観光課
8	観光振興対策補助事業（観光協会）	商工観光課

(2) 評価について

①評価資料

- ・事務事業評価表
- ・施策・基本事業評価表
- ・その他補足説明資料

②評価時間

1 事業概ね 30 分（担当課等からの説明 5 分、質疑応答 25 分）

③評価方法

関係各課から提出された評価資料に基づいて、評価対象事業の成果動向をはじめとして、目的妥当性、有効性及び効率性等について、関係職員から事情を聴取して評価を実施した。

(3) 開催日時等

委員会	日時	審議内容等	会場
第 1 回	10 月 2 日（水） 8：58～9：37	諮問、委員会の運営について 評価対象事業について 等	403 会議室 （市役所 4 階）
第 2 回	10 月 9 日（水） 8：55～12：18	対象 5 事業の評価	403 会議室 （市役所 4 階）
第 3 回	10 月 30 日（水） 8：56～12：09	対象 3 事業の評価	403 会議室 （市役所 4 階）
第 4 回	11 月 22 日（金） 8：59～10：40	全 8 事業の評価結果取りまとめ 答申案検討 等	403 会議室 （市役所 4 階）

4 評価結果の概要について

No. 1

事務事業名	筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■<u>補助金交付要綱の見直しについて</u> 補助金交付要綱内の補助対象事業として補助事業である本事業が含まれており、整合性のない内容となっていることから、他市の類似団体への補助事業について調査研究し、補助内容を明確化するとともに、時代や現状に即した変更や追記を行う等、補助金交付要綱の見直しについて検討するよう提言します。 【改善項目②】 ■<u>各種事業費補助等の金額妥当性の検証</u> 本来、事業補助や委託等にかかる人件費を踏まえた委託費や補助額を計上し、団体補助金額を適正化させることが妥当と思われる。そのため、社会福祉協議会の業務量を明確にし、事業費に適切な人件費が算定されているか検証し、適切な予算計上や人員配置に繋げるよう提言します。 【改善項目③】 ■<u>成果指標の見直しについて</u> 本来、運営補助に係る事業の目的は、社会福祉協議会の継続的活動支援及び活動の活性化と考えられることから、成果指標の1つ目を自主財源比率を測る「社会福祉協議会の総支出に占める運営補助金比率」に見直し、社会福祉協議会の会員数が安定的な財政運営に寄与していると評価するためにも、成果指標の2つ目を「社会福祉協議会のサービス総利用者数」に見直すよう提言します。

【改善項目④】

■社会福祉協議会のPRについて

将来的な会費改定を見据え、社会福祉協議会の必要性をより市民に理解してもらえるよう、活動内容や会費の使途を分かりやすく周知する方法を検討するよう提言します。

【改善項目⑤】

■会費の改定について

社会福祉協議会の必要性について十分な理解が得られた後、自主財源増加を図るため、現在の会費が適切かどうか調査研究を行うとともに、会費の改定が必要であると認められる場合については、社会福祉協議会と協議の場を設ける等、会費改定に向けた取組を検討するよう提言します。

【改善項目⑥】

■人材育成や組織強化への取組について

組織の活性化や事業形成力強化を図るため、人材交流や管理部門への専門職の配置等、職員の人材育成や組織強化に繋がる取組を検討するよう提言します。

検討方針	(1) 補助金交付要綱の見直し 補助内容を明確化するため調査研究を行います。また、補助金交付要綱には本事業を含めて3事業を規定していることから、整合を図るよう検討を行います。 (2) 各種事業費補助等の金額妥当性の検証 人件費が適切か検証するため、まずは業務量の把握方法について社会福祉協議会と検討を行います。 (3) 成果指標の見直し 成果指標を「社会福祉協議会の総支出に占める運営補助金比率」、「社会福祉協議会のサービス総利用者数」に見直すため、まずは適正な算出方法等について社会福祉協議会と検討を行います。 (4) 活動内容や会費の使途の周知方法の検討 活動内容や会費の使途に加えて、筑紫野市社会福祉協議会の認知度向上を図る周知方法について、社会福祉協議会の広報紙やホームページを活用できないか社会福祉協議会と検討を行います。 (5) 会費改定に向けた取組 現在の会費について、適切かどうか調査研究を含めて社会福祉協議会に改定の検討を依頼し、必要に応じて協議の場を設けます。 (6) 職員の人材育成や組織強化に繋がる取組 職員の人材育成や組織強化について、どのような取組ができるか社会福祉協議会と検討を行います。必要に応じて市人事部門に相談を行います。
-------------	---

No. 2

事務事業名	筑紫野市災害時等要援護者支援事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■<u>避難行動要支援者制度への円滑な移行について</u> 避難行動要支援者制度への円滑な移行のため、関係部署と十分に協議を行うとともに、個別避難計画策定の際はハザードマップ上の危険箇所指定されている住民を優先する等、効果的な事業手法について検討するよう提言します。 【改善項目②】 ■<u>避難行動要支援者名簿の更新頻度について</u> 避難行動要支援者名簿については、名簿情報を最新の状態に保つよう国のガイドラインが示していることから、避難行動要支援者制度への移行後は、少なくとも年に1回は名簿の更新を実施するよう提言します。 【改善項目③】 ■<u>対象者の範囲拡大について</u> 現在本市では、難病患者は避難行動要支援者制度の対象とされていないため、他市の取組を参考にし、名簿対象者への追加を検討するよう提言します。 【改善項目④】 ■<u>申請書様式の変更について</u> 要援護者の登録申請書は文字数が多いことに加えて文字が小さく、高齢者等にとって見づらい仕様であることから、申請書の文字を簡潔かつ大きくするとともに、申請書の記載内容についても、連絡が取りやすい方法を選択できるよう記載内容の拡充を図る等、申請書の様式変更について検討するよう提言します。

【改善項目⑤】

■支援者の充足率向上について

支援者の充足率が向上しない要因の1つとして、支援活動内容への不安が大きなウェイトを占めていると考えられるため、支援者の通常時と災害時の役割を明確化し、具体的な行動例を示す等、支援者の心理的な負担感の軽減に繋がるような周知方法を検討するよう提言します。

【改善項目⑥】

■成果指標の在り方について

現在、成果指標「支援者の充足率」の目標値は60%と設定されているが、誰一人取り残さない「インクルーシブ防災」の観点から、目標値を100%へ変更するよう提言します。

【改善項目⑦】

■災害等発生時の情報活用について

火災や災害発生時の市民の救命率を向上させるため、消防指令センターのシステムと連携し、119番通報時に避難行動要支援者の情報を画面上で確認できるような取組や、地域の実情を踏まえつつ、自主防災組織や消防団が名簿の情報を活用し、迅速な支援活動ができるような運用方法について検討するよう提言します。

検討方針	(1) 避難行動要支援者制度への円滑な移行 避難行動要支援者制度について、危機管理課及び高齢者支援課との協議を行い、それぞれの役割を明確化することで円滑な移行が出来るよう取組を進めます。 (2) 効果的な個別避難行動計画の策定 土砂災害警戒区域に居住する要支援者に対し、個別避難計画の作成に向けた取組を優先的に行う等、ハザードマップの災害リスクに応じて、個別避難計画の作成が進められるよう取り組みます。 (3) 名簿の更新頻度 避難行動要支援者名簿の更新については、年一回行うことを基本としていますので、これを継続します。 (4) 難病患者の名簿対象者への追加 指定難病患者のうち、避難行動要支援者の対象とする方の範囲については、他市の取組等を参考に検討します。 (5) 申請書様式の変更 災害時等要援護者支援制度の様式については、高齢者等でも分かりやすい様式への改正を検討します。 (6) 支援者の心理的負担軽減に繋がる周知方法 災害時等要援護者支援制度の支援者の役割を明確にするとともに、支援者の負担感軽減や登録者の増加につながるような周知方法を検討します。 (7) 成果指標の見直し 成果指標の見直しについては、避難行動要支援者制度への移行を進めていくなかで検討を行います。
-------------	--

(8) 名簿情報の活用方法の検討

技術的に消防指令センターのシステムと連携できることは確認できましたが、システムの運用方法や構成自治体との関係等の課題もあるため、まずは関係機関との協議を進めます。

また、全ての自主防災組織と情報提供の協定が締結できるように協議を進めます。

No. 3

事務事業名	地域生活支援事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■事務事業評価表の修正について 成果状況欄の記載内容と事業実績等が一致していない箇所が見受けられることから、現状に即した内容に訂正するよう提言します。

検討方針	(1) 事務事業評価表の修正 事務事業評価表の成果状況欄を現状に即した内容に訂正しました。
-------------	---

No. 4

事務事業名	防犯カメラ整備事業
所管課等名	危機管理課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■<u>成果指標の見直しについて</u> 本事業の成果指標「街頭犯罪件数」は、本事業のみで達成できる指標ではないため、「防犯カメラを設置することで防犯性が高まった箇所（のべ）」や「防犯カメラ映像の警察への提供件数」等、カメラを設置することで得られる効果が測定可能な成果指標へ見直すよう提言します。 【改善項目②】 ■<u>事務事業評価表の修正について</u> 防犯カメラを設置することで、窃盗や性犯罪等の街頭犯罪を抑制し、地域の安全性が向上していることに加えて、市民を見守る役割も果たしていると考えられることから、事務事業評価表の意図欄に「危険箇所の見守り」に係る内容を追記するよう提言します。 【改善項目③】 ■<u>効果的な防犯カメラの設置について</u> 自転車の盗難が多発している現状を踏まえ、盗難が発生する可能性が高い自転車駐輪場に重点的に防犯カメラを設置する等、効果的な場所への設置を推進するよう提言します。

検討方針	(1) 成果指標の見直し 成果指標を「防犯カメラを設置することで防犯性が高まった箇所（のべ）『市設置分』、『自治会等設置補助分』」等に見直しを行います。 (2) 事務事業評価表の修正 事務事業評価表の意図欄に「危険箇所の見守り」に係る内容を追記します。 (3) 防犯カメラの効果的な場所への設置 犯罪前兆事案発生箇所、通学路の危険箇所等をリスト化し、関係部署、関係機関と連携し効果的な場所への設置を進めていきます。 また、自転車駐輪場については、駐輪場管理者と防犯カメラ設置について協議してまいります。
-------------	--

No. 5

事務事業名	消費者啓発事業
所管課等名	危機管理課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■消費者啓発講座のテーマ選定について 消費生活センターでの相談件数や被害件数の多い消費者トラブルを講座のテーマに選定する等、より直接的な啓発に繋がるテーマ選定を検討するよう提言します。 【改善項目②】 ■成果指標の見直しについて 本事業の成果指標は「消費者基礎講座の申込人数」のみとなっており、講座以外に実施している取組の成果が反映されていない状況にあることから、基礎講座や出前講座の参加者数、情報発信ページのアクセス数を加算したものを成果指標にする等、啓発内容がどの程度市民に届いているか評価可能な成果指標に見直すよう提言します。 【改善項目③】 ■年齢に応じた消費者啓発について 成人年齢の引き下げに伴い、若年層の金銭トラブルが増加しており、子どもたちに対する金融リテラシー教育の必要性が高まっていることから、GIGA端末を活用して国等が作成した動画の視聴を行うことや、移動の難しい高齢者に対しては、公民館等で消費者トラブルに関する出前講座を積極的に開催する等、年齢や生活環境に応じた啓発を推進するよう提言します。

検討方針	(1) 講座内容の選定方法 消費者基礎講座を従来の「講師によるテーマ別講座」に「消費生活相談員による講話」を加え2部構成とし、消費者トラブルの周知・啓発の強化を図ります。 (2) 成果指標の見直し 「講座参加者数（基礎講座、出前講座）」、「出前講座実施回数」等に成果指標の見直しを行います。 (3) 年齢や生活環境に応じた消費者啓発の実施 ホームページに加え、コミュニティセンター等市内公共施設へのチラシ設置や校長会等で出前講座の周知を図り、年齢や生活環境に応じた内容の啓発を推進します。
-------------	--

事務事業名	物産振興補助事業
所管課等名	商工観光課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■物産振興会の会員数増加に向けた取組について 物産振興会の現在の会員数は15社であるが、組織の目的は市の物産振興であることから、商工会に所属するより多くの事業者の参加に繋がるような会員数増加に向けた取組を検討するよう提言します。 【改善項目②】 ■物産振興の情報発信（HP）の改善 現在の物産振興会のホームページには、会員一覧やふるさと納税ページへのリンクバナーの掲載に留まっていることから、個々の商品にスポットをあてた紹介文の掲載によるPRを実施する等、魅力あるホームページへの改善に取り組んでもらいたい。 また、物産と観光は関連性が高いと考えられるが、本市の観光協会ホームページには一部の商品情報のみが掲載されている状況であることから、関係団体間で情報の連携を図り、それぞれのホームページで市内事業者の商品を一度に紹介できるようなページの作成を検討するよう提言します。 【改善項目③】 ■成果指標の見直しについて 本事業の目的が、物産振興に係る商品開発であるならば、成果指標を「物産振興会で開発された商品数」に見直すよう提言します。

	【改善項目④】 ■<u>成果状況欄の記載内容変更</u> 成果状況欄の記載内容が、指標値の推移に留まっていることから、事業の成果を分析した内容へ修正するよう提言します。 【改善項目⑤】 ■<u>補助要綱の制定について</u> 本事業で実施している物産振興会への補助については、筑紫野市補助金交付規則を根拠としており、個別の補助金交付要綱が整備されていないことから、補助の目的、基準、使途等を明確にした要綱の整備を行うよう提言します。また、本補助金の目的は、商品開発・PRが目的であることから、団体に対して、商品開発や商品のPRに係る活動内容を記載した総会資料の提出を求めるよう提言します。 【改善項目⑥】 ■<u>更なる物産振興に係る取組について</u> 福岡県商工会連合会が商品のブラッシュアップ、販路開拓、プロモーションに有効な「DOCORE」事業を実施していることから、物産振興会に対して当該事業の活用を促すよう提言します。 【改善項目⑦】 ■<u>3団体の取組の有機的連携への仕組みづくり</u> 物産振興会、商工会、観光協会のそれぞれの団体の取組や紹介内容にばらつきがあることから、市が有機的に各団体を繋げ調整する等、各団体の連携強化に取り組むよう提言します。
--	---

検討方針	(1) 会員増加に向けた取組の検討 会員資格として市物産の生産及び販売を業とする者と定められているため、全ての事業者が会員対象とならないが、会員数増加に向けた取組を検討するよう物産振興会と協議します。 (2) 物産振興会のホームページの改善 物産振興会のホームページがより魅力あるものとなるよう、市内特産品の紹介等で観光協会と連携していけるよう協議します。 (3) 成果指標の見直し 過去の外部評価委員会での指摘事項や物産振興会の活動状況や目指すビジョンを踏まえた成果指標の変更について調査研究します。 (4) 事務事業評価表の記載内容変更 事務事業評価表の成果状況欄に、事業成果の分析を踏まえた内容を記載します。 (5) 補助要綱の制定 補助の目的等を明確にするため、物産振興補助金交付要領の整備について検討します。 (6) 商品開発や商品PRに係る活動内容を記載した総会資料の提出 物産振興会に対し、積極的な商品開発や商品PRに努めるよう促すとともに、その活動内容を総会資料に記載するよう働きかけます。 (7) 「DOCORE」事業の活用 福岡県商工会連合会が実施している「DOCORE」事業の活用について、物産振興会に働きかけます。
-------------	---

	(8) 3団体の取組の有機的連携への仕組み 今後、必要に応じて連携強化に努めるよう関係団体と協議します。
--	--

事務事業名	商工振興対策補助事業
所管課等名	商工観光課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■商工会会員加入率向上に向けた取組について 本事業の成果指標である「商工会会員加入率」については、更なる加入率向上が見込まれることから、加入業種の分析を行ったうえで、引き続き、加入率向上に向けた取組を検討するよう提言します。 【改善項目②】 ■補助要綱の制定について 本事業で実施している商工会への補助については、筑紫野市補助金交付規則を根拠としており、個別の補助金交付要綱が整備されていないことから、補助の目的、基準、使途等を明確にした要綱を整備するとともに、県の補助金交付基準を踏まえ、市の実情に即した交付基準を検討するよう提言します。 【改善項目③】 ■買援隊の拡充について 商工会の商工振興部会が買い物支援として実施している「買援隊」は、実施地区が一部に留まっているが、他地区でも買い物困難地域があることが想定されることから、規模拡大に向けた協議を検討するよう提言します。また、地域拡充に向けて検討する際は、福岡県移動スーパー参入促進費補助金の活用や、他課等が実施する買い物支援事業との機能重複を回避するため、関係課や団体と調整を図るよう提言します。

【改善項目④】

■ 3 団体の取組の有機的連携への仕組みづくり

物産振興会、商工会、観光協会のそれぞれの団体の取組や紹介内容にばらつきがあることから、市が有機的に各団体を繋げ調整する等、各団体の連携強化に取り組むよう提言します。

検討方針	(1) 加入率向上に向けた取組 商工会と加入率向上の要因を分析し、加入率の更なる増加に向けた取組について協議・検討します。 (2) 補助要綱の制定 補助の目的等を明確にするため、商工振興対策補助金交付要領の整備について検討します。 (3) 買援隊の地域拡充に向けた協議 「買援隊」は、地域の高齢者等の買い物弱者対策として市商工会が取り組んでいる事業であり、更なる規模の拡大は困難な状況と伺ってはおりますが、引き続き協議を行います。 また、福岡県移動スーパー参入促進費補助事業等については、必要に応じて関係課等と情報共有してまいります。 (4) 3団体の取組の有機的連携への仕組み 今後、必要に応じて連携強化に努めるよう関係団体と協議します。
-------------	---

事務事業名	観光振興対策補助事業（観光協会）
所管課等名	商工観光課
評価結果	見直し
改善要望事項等	【改善項目①】 ■<u>補助要綱の制定について</u> 本事業で実施している観光協会への補助については、筑紫野市補助金交付規則を根拠としており、個別の補助金交付要綱が整備されていないことから、補助の目的、基準、使途等を明確にした要綱の整備を行うよう提言します。 【改善項目②】 ■<u>観光協会への補助金の目的、対象業務等の再検証と見直し</u> 市としての観光振興に係る事業の方向性を整理し、観光協会や商工会等との連携強化を図るとともに、補助金の対象業務の内容を整理し、観光協会が実施する事業の規模に応じた適切な補助となるよう検証することを提言します。また、市として一定の成果を求める内容の場合は、補助ではなく、委託業務として進めることも提言します。 なお、全体事業費のうち一部補助金が活用されていない状況であることから、補助金額の適正化を検討するとともに、市として補助目的や対象事業を整理し、補助金が有効に活用されるよう改善を求めます。 【改善項目③】 ■<u>新たな観光振興に繋がる取組について</u> さらなる観光振興や交流人口拡大を図るためには、QRコードを活用した歌碑・句碑の音声ガイドや歴史・自然を活かした観光ルートの整備等の新たな観光振興策が必要であると思われることから、これらを補助の目的として位置づける、または、補助事業を切り替え、委託事業として実施する等、新たな取組を推進する方策を検討するよう提言します。

【改善項目④】

■観光案内受付内容の分析について

成果指標「観光案内受付件数」の内訳において、その他が最大比率を占めているが、案内内容の詳細が不明であり分析ができない状況であることから、団体からの実績報告時にその他に含まれる案内内容の把握に努めるよう提言します。

【改善項目⑤】

■成果指標の見直しについて

本事業は将来的に観光協会の自立的な運営を目指していることから、自立した運営ができているか評価できるよう、成果指標として「自主財源割合」を追加するとともに、当面の目的が活動促進であれば、観光協会の活動量の全体を示すような「観光協会事業の参加・訪問・アクセス数」として、観光案内所、HPアクセス数、観光協会主催事業の参加人数の総計を示す指標を2つ目に設定するよう提言します。

【改善項目⑥】

■市の観光分野のホームページの改善

観光情報等の情報発信力強化のため、日本遺産「西の都」の紹介ページや物産振興会のホームページと連携する等、市ホームページの改善に努めるよう提言します。

【改善項目⑦】

■観光協会のホームページの改善

観光協会のホームページについては、市の観光情報発信において重要な位置づけであることから、WEBコンサルによるホームページの改修を行う等、市の魅力や観光資源、特産品をより効果的かつ網羅的に情報発信できるよう検討するよう提言します。また、補助内容として観光協会と市がその目的や成果イメージを共有して進めるようあわせて提言します。

【改善項目⑧】

■観光案内所・市民ホールの見直しについて

観光案内所が自動販売機の裏にありわかりづらいことから、案内所のレイアウト変更に向けた見直しを検討するとともに、観光案内以外の観光の魅力向上に向けて物産の販売を行う等、市民ホールの有効活用策を検討するよう提言します。前述の提言内容の実施が困難である場合は、現在の観光案内所の利用実績や案内内容の内訳を踏まえて、デジタルサイネージやネットワーク活用型（オンラインで観光協会につながる等）の案内の設置を検討するよう提言します。

【改善項目⑨】

■3団体の取組の有機的連携への仕組みづくり

物産振興会、商工会、観光協会のそれぞれの団体の取組や紹介内容にばらつきがあることから、市が有機的に各団体を繋げ調整する等、各団体の連携強化に取り組むよう提言します。

検討方針	(1) 補助要綱の制定 補助の目的等を明確にするため、観光振興対策補助金交付要領の整備について検討します。 (2) 補助金の目的、対象業務等の再検証 観光協会が本市の魅力をさらに高め、観光振興及び地域経済の発展に資するために行う事業のうち、必要かつ適当と認めるものに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものと整理し、必要に応じて関係団体と連携を図ります。 (3) 補助金の目的、対象業務等の見直し 補助金については、今後も支出状況が適切であるか等継続的に確認するとともに、補助目的や対象事業を整理し、補助金が有効に活用されるよう改善に努めます。 (4) 新たな観光振興に繋がる取組 観光協会に対し、R5 年度実施した「観光ルート整備事業」を活用した取組を行うよう働きかけます。 また、補助事業の考え方については、観光協会と今後も協議・検討します。 (5) 観光案内受付内容の分析 「その他」には、市民ホール内にあった店舗についての問い合わせや、両替、記念スタンプの押印等、非常に多岐にわたっており、今後も相談内容の把握に努めます。 (6) 成果指標の見直し 成果指標として「自主財源割合」及び「観光案内所、HP アクセス数、観光協会主催事業の参加人数の総計」を設定することについて検討します。
-------------	---

	(7) 情報発信力強化を図る市ホームページの改善 情報発信を強化するため、市ホームページの充実や改善に努めます。 (8) 観光協会ホームページの改善 観光協会と協議し、魅力あるホームページになるよう検討します。 (9) 観光案内所・市民ホールの見直し 観光案内所のレイアウト変更に向けた見直しや、観光案内以外の市民ホールの有効活用策について、J R 二日市駅市民ホール管理組合及び観光協会と協議・検討します。 (10) 3 団体の取組の有機的連携への仕組み 今後、必要に応じて連携強化に努めるよう関係団体と協議します。
--	---

5 今後の課題と改善について（総括）

（1）事務事業評価表の記載内容について

事務事業評価表に記載する「対象」「手段」「意図」等については、市民に対する説明責任の観点から、事業内容が分かりやすく且つ詳細な情報を記載するよう引き続き努められたい。

なお、「成果指標」については、その事業の評価を行う上で、非常に重要な指標となるため、適切な指標を設定し、指標の変化に留意し、増減があった場合については、その原因を十分に分析した上で、今後の事業展開や継続的な評価につなげていただきたい。

また、各事業における分析コメントの記載欄については、昨年度の記載内容のままの評価表が散見されるため、評価年度の実績に基づいた事業ごとの分析を行ったうえでコメントを記載し、より具体的な改善案を導き出すよう努められたい。

（2）委員会における評価方法について

今年度の外部評価委員会では、関係各課による事務事業評価表や補足説明資料の準備が的確に行われており、全体的にスムーズに審議することができた。今後とも簡潔明瞭な事務事業評価表や補足説明資料の準備に努め、無駄を省いた適切な事業内容の説明を心がけられたい。

また、短い時間でのヒアリングにおいて評価を行うこととなっていることから、今後とも質疑応答においても簡潔明瞭な対応を心がけるとともに、十分な事前準備、資料持参に努められたい。

（3）各課の自己評価状況について

毎年度各課において自己評価が実施されているが、現状に満足することなく、その事務事業の目的妥当性、有効性及び効率性等において更なる分析を行い、常にコスト意識を持ち、積極的な改善を行うよう努められたい。

なお、事務事業の内容によっては、近隣自治体との比較により改善点を見出すことや、庁内・県・民間等による類似事業を調査することで無駄を省くことも十分検討する必要があることから、常に注視しながら積極的に見直しを進められたい。

第七次総合計画の計画年度が令和6年度からスタートしており、目標年度である令和9年度に向けて、各事務事業の上位の施策・基本事業への貢献度を分析し、施策・基本事業の評価結果に鑑みた事務事業の見直しを計画的に行うことで、各施策の目標達成に向けて一層努められたい。併せて、本外部評価委員会の位置付けとして、職員の意識改革にも寄与することとなっていることから、今回の答申内容を踏まえ、自己評価を繰り返す中で事業改善への意識を更に高め、個々の職員の育成につながるよう努められ

たい。

(4) 各改善項目に関する進捗管理について

外部評価対象事業における各改善項目については、近年各課における事務事業評価の適切な運用が定着し、自己評価による事業の見直しが進んでいる状況であることから、事業の統合や廃止といった大幅な改善項目から事業の効果を高めるための事業方法の変更や取組強化等の提言が増えている状況である。また、それらには予算措置を伴わない項目もあり、複数年にわたる準備や取組が求められる。

このことから、引き続き各事業の改善項目に対する進捗管理を行い、翌年度の外部評価委員会において進捗状況を適切に報告することを継続していただきたい。

(5) 委員会へ諮問する評価対象事業の選定のあり方について

外部評価委員会は、「筑紫野市事務事業外部評価委員会設置条例」に基づき、市長の諮問に応じ、市が実施する事務事業について、目的の妥当性、有効性及び効率性等を審議する機関である。市が諮問する評価対象事業については、総合計画に掲げる 28 施策を 4 年間でローリングしつつ、筑紫野市内部評価委員会で評価した事業を中心に選定されているところであるが、なお一層の行政資源の有効活用と職員の意識改革の促進を図るため、事業の大小や社会情勢の変化、時代潮流を的確に踏まえた、評価対象事業の選定に努められたい。

(6) 補助金交付要綱の整備について

市の補助事業において、「筑紫野市補助金交付規則」に基づき、関係団体等への補助金を支出している事業が散見されるが、補助の目的や基準、使途等を明確化するとともに、補助金の必要性について対外的に説明する際の根拠資料となり得ることから、補助事業毎の個別の補助要綱の整備に努められたい。